

大田原市分別収集計画

(第 10 期 計 画)

令和4年7月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法 第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(同法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み(同法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (同法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (同法第8条第2項第6号)	7
12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

近年の廃棄物を取り巻く環境は、プラスチックごみ問題や食品ロス削減といった課題が生じており、廃棄物の発生抑制や再資源化、大量生産・大量消費・大量廃棄ライフスタイルの見直しなど環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していく必要があります。

国は、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の構築を目的として、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や各種リサイクル法の整備を行いました。令和 4 年 4 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製品仕様の合理化、再資源化の法整備がされました。

大田原市においては、平成 28 年 3 月に「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、ごみの発生抑制、資源の循環について具体的な目標値を設定するとともに、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組んでいるところです。

これまで、本市では、平成 7 年 2 月から近隣市町村に先がけ指定袋を使った 5 種 9 分別の分別収集を始め、平成 15 年 4 月には新たに紙パック、ペットボトル及び白色トレイの収集を開始、更に、平成 21 年 10 月にビンのコンテナ収集を実施して現在の 4 種 17 分別により、その多様化したごみの分別収集を行っています。

また、買い物時におけるレジ袋の削減とごみに対する意識の高揚を図るため、平成 10 年 7 月には繰り返し使えるエコ・バッグ（買い物袋）を全世帯に無料配布し、平成 22 年 2 月には、栃木県で取り組んでいる「レジ袋無料配布の中止」運動に合わせ、再度エコ・バッグの全戸配布を行い、ごみ減量化・再資源化を推進してきたところです。

今後も、こうした施策等を継続実施することにより、「ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち」を目指す必要があります。

また、平成 28 年度から実施している、組成分析（もやせるごみの中身の調査）では、もやせるごみの中に多くのリサイクル可能な「雑紙」が含まれていることがわかりました。これらの雑紙類（菓子箱やティッシュペーパーの箱など）をもやせるごみに出さずに「雑誌類（雑紙）」として資源にできるかがごみ減量化、再資源化の大きな鍵と考え、市広報誌「広報おおたわら」やメールマガジン「よいちメール」等でごみの分別について啓発をしてきました。

本計画はその実現に向けて、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の中でも大きな割合を占める容器包装廃棄物を、消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者は再商品化していくという役割を明確化するなど、関係する方々が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実現していくためには、市民、事業者、市が一体となり、それぞれができることを行い、相互に連携を図っていくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携のあり方を示します。

① 市民

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの発生抑制、減量化、資源化に向け、ごみの分別等を自ら積極的に行うものとします。

また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。

② 事業者

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、ごみになりにくい物の製造・販売やリサイクルを主とする事業活動に努めるものとします。

また、一般廃棄物と産業廃棄物に分別するとともに、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。

③ 市

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、市民、事業者と同様に、ごみの発生抑制、減量化、資源化に取り組みます。

また、ごみの発生抑制、減量化、資源化に向けた普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図りながら、ごみの適正な処理を行います。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	4,025	3,988	3,956	3,920	3,888

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(同法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることとします。

(1) 啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ処理施設の開放、リサイクル品提供事業や事業者説明会など、あらゆる機会を通じ市民の皆様や、事業者に対して、ごみの排出量や処理経費などをお示し、ごみ減量化とリサイクル推進の必要性など意識の高揚を図ります。

② 学習の場の提供

施設見学会や副読本などを活用し、ごみの排出抑制や分別排出などの啓発活動を積極的に進めます。

④ 大田原市保健委員会の活用

地域における保健委員会を活用し、ごみの減量化・再資源化やごみの正しい出し方の徹底を図ります。

(2) 排出抑制と再資源化事業の充実

① 分別収集の徹底

平成21年10月に変更した4種17分別収集を徹底することにより、容器包装廃棄物などの再資源化を推進します。

② 過剰包装の抑制

小売店等におけるレジ袋は「有料化」となりマイバッグを携帯する消費者が増えました。引き続きマイバッグの携帯を啓発していきます。また、消費者や小売店などに簡易包装の必要性等を啓発し、ごみの排出抑制と減量化を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (同法第8条第2項第3号)

「分別収集をする容器包装廃棄物の種類」及び「収集に係る分別の区分」を次のとおり定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器で、無色のガラス製のもの	ビン類（無色透明ビン）
主としてガラス製の容器で、茶色のガラス製のもの	ビン類（茶色ビン）
主としてガラス製の容器で、その他のガラス製のもの	ビン類（その他の色ビン）
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの（菓子箱、ボール箱）	雑誌類
主としてPET製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(同法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製容器	108t		107t		106t		105t		104t	
主としてアルミ製容器	160t		165t		169t		173t		178t	
無色のガラス製容器	(合計) 201t		(合計) 194t		(合計) 187t		(合計) 180t		(合計) 173t	
	(引渡) 201t	(独自) 0t	(引渡) 194t	(独自) 0t	(引渡) 187t	(独自) 0t	(引渡) 180t	(独自) 0t	(引渡) 173t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 216t		(合計) 209t		(合計) 201t		(合計) 194t		(合計) 187t	
	(引渡) 216t	(独自) 0t	(引渡) 209t	(独自) 0t	(引渡) 201t	(独自) 0t	(引渡) 194t	(独自) 0t	(引渡) 187t	(独自) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 98t		(合計) 95t		(合計) 91t		(合計) 88t		(合計) 85t	
	(引渡) 98t	(独自) 0t	(引渡) 95t	(独自) 0t	(引渡) 91t	(独自) 0t	(引渡) 88t	(独自) 0t	(引渡) 85t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	231t		211t		193t		177t		162t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 9t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 7t		(合計) 6t	
	(引渡) 0t	(独自) 9t	(引渡) 0t	(独自) 8t	(引渡) 0t	(独自) 8t	(引渡) 0t	(独自) 7t	(引渡) 0t	(独自) 6t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 201t		(合計) 201t		(合計) 202t		(合計) 203t		(合計) 204t	
	(引渡) 100t	(独自) 101t	(引渡) 100t	(独自) 101t	(引渡) 101t	(独自) 101t	(引渡) 101t	(独自) 102t	(引渡) 102t	(独自) 102t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.12t		(合計) 417.11t		(合計) 416.1t		(合計) 414.1t		(合計) 413.09t	
	(引渡) 0.12t	(独自) 0t	(引渡) 417.11t	(独自) 0t	(引渡) 416.1t	(独自) 0t	(引渡) 414.1t	(独自) 0t	(引渡) 413.09t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.12		(合計) 0.11		(合計) 0.10		(合計) 0.10		(合計) 0.09	
	(引渡) 0.12	(独自) 0t	(引渡) 0.11	(独自) 0t	(引渡) 0.10	(独自) 0t	(引渡) 0.10	(独自) 0t	(引渡) 0.09	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績から算定しました。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(同法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。また、容器包装プラスチックは、令和6年度からの分別収集を計画します。

なお、現在、自治会や育成会などの団体による集団回収が進んでいる段ボールや雑誌類及びペットボトルについては、資源ごみ回収報償金制度を活用しながら、引き続きこれらの団体による分別収集を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集・運搬	選別・保管
かん	スチール	かん類	委託業者による 指定日回収	広域ごみ処理 施設
	アルミ			
びん	無色ガラス	ビン類	委託業者による 指定日回収	市保管施設
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	牛乳パック	紙パック	委託業者による 指定日回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙	雑誌類（雑紙）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	広域ごみ処理 施設
	白色トレイ	白色トレイ	委託業者による 指定日回収	広域ごみ処理 施設
	容器包装プラ スチック	容器包装プラス チック	委託業者による 指定日回収	民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(同法第8条第2項第6号)

びん類及び紙類、容器包装プラスチックを除いて、広域クリーンセンター大田原（施設設置者：那須地区広域行政事務組合）のリサイクルプラザにて、選別保管を行います。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものにするために、次の取り組みを展開します。

(1) 保健委員会を活用しての分別排出指導の徹底

地域にある保健委員会を活用し、分別収集を円滑でより効率的に行うための分別排出の指導を行います。

○ 活動内容

- ① ごみの分別と正しい出し方の啓発活動
- ② ごみステーションの巡回指導
- ③ ごみに関する市との連絡調整

(2) 集団回収の活用

自治会、子供育成会、PTA等による集団回収を推進し、リサイクル意識を高めるため、資源ごみ回収報償金制度を継続して支援します。

- ・ 対象物 古紙類（新聞紙・雑誌類・段ボール）、ペットボトル

(3) 拠点回収の実施

市内18か所に回収ボックスを設置し、ペットボトルの拠点回収を継続して行います。

(4) 広報活動

- ・ ごみの排出抑制を推進するため、市民に対して広報・普及活動を展開します。
毎月1回発行している「広報おおたわら」にごみに関する事項を随時掲載するとともに「ごみ分別収集カレンダー」やごみ関係チラシの回覧及び配布をするほか、電子メールにより1週間のごみ収集日をお知らせする「よいちメール」やインターネット上で大田原市のごみの分別方法が分かる「おおたわらクリーンナビ」による啓発に努めています。また、「家庭ごみの出し方ガイド」を定期的に改訂し、分別方法について周知をしていきます。

(5) 事後確認の実施

- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録と一般廃棄物処理基本計画を照合し、事後評価を行います。